三　特別目的会社等の発行するＴｉｅｒ２資本調達手段の額
四　Ｔｉｅｒ２資本に係る調整後少数株主持分等の額
五　次に掲げる額の合計額
イ　一般貸倒引当金（農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合においては第百二十八条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十九条において同じ。）の額（当該額が第二条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあっては、第百二十九条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）
ロ　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百二十九条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

２　第二条第三号の算式において、Ｔｉｅｒ２資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　自己保有Ｔｉｅｒ２資本調達手段の額
二　意図的に保有している他の金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額
三　少数出資金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額
四　その他金融機関等のＴｉｅｒ２資本調達手段の額

３　第一項第三号に掲げる特別目的会社等の発行するＴｉｅｒ２資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（前条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額とする。
一　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段（前条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段をいう。以下この章において同じ。）又はＴｉｅｒ２資本調達手段に該当するものであること。
二　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫が即時かつ無制限に利用可能であること。
三　前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段に該当するものであること。
四　当該特別目的会社等の親法人等である農林中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有すること。

４　第一項及び前項の「Ｔｉｅｒ２資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。
一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
二　残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。
三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
四　償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第十九条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。
五　償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
イ　償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。
ロ　償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。
ハ　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
(1)　償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。
(2)　償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。
六　発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。
七　剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
八　発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
九　特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全て又は前条第四項各号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。
十　元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

５　第二条第三号の算式において、Ｔｉｅｒ２資本に係る調整項目の額がＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、Ｔｉｅｒ２資本の額は、零とする。

（調整後少数株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法）

第八条　第五条第一項第三号、第六条第一項第四号及び前条第一項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
一　第五条第一項第三号に掲げる普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整後少数株主持分の額は、特定連結子法人等（連結子法人等（特別目的会社等を除く。以下この条において同じ。）のうち金融機関又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む。）の適用を受ける者をいう。以下この号において同じ。）の少数株主持分相当普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（特定連結子法人等の単体普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（第十四条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額をいい、当該特定連結子法人等が農林中央金庫以外の場合にあっては、これに相当する額とする。以下この号において同じ。）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である農林中央金庫の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる額のいずれか少ない額に普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る第三者持分割合（特定連結子法人等の少数株主持分相当普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額を単体普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額以下の額とする。